

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 京セラ株式会社 様 あて名 〒612-8501 日本国京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	20.11.2018
出願人又は代理人 の書類記号 18P01209W00		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/030940	国際出願日 (日.月.年) 22.08.2018	優先日 (日.月.年) 30.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B03B5/00(2006.01)i, B03B11/00(2006.01)i, C12M1/00(2006.01)i, C12M1/26(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 京セラ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 05.11.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 増田 健司 電話番号 03-3581-1101 内線 3468	4Q	4156

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	<u>2, 4-9</u>	有
	請求項	<u>1, 3</u>	無
進歩性 (IS)	請求項	<u>4-5, 7-8</u>	有
	請求項	<u>1-3, 6, 9</u>	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	<u>1-9</u>	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2007-175684 A (関 実) 2007. 07. 12, [請求項1] ~ [請求項2]、[請求項11]、[0001]、[0010] ~ [0016]、[0033] ~ [0045]、[0066] ~ [0075]、[0078] ~ [0082]、[図1]、[図4]、[図6] (ファミリーなし)

文献2 : WO 2008/142850 A1 (パナソニック株式会社) 2008. 11. 27, [0062] ~ [0063]、[図10] & US 2010/0126922 A1, [0100]-[0101], FIG. 10 & EP 2145687 A1

文献3 : JP 2012-76016 A (国立大学法人 千葉大学) 2012. 04. 19, [請求項1]、[0001]、[0018]、[0041] ~ [0043]、[0046] ~ [0068]、[図1] ~ [図4] (ファミリーなし)

1. 請求項1、3について

請求項1、3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、動植物細胞等の微粒子の濃縮・分級のための流路構造において、所定の方向に延長される流路Aと、流路Aの側面における1つ以上の分岐点と、前記分岐点において前記流路Aに接続され、長さ、幅、深さ、径などのスケールのうちいずれか1つ以上が適当に調節された分岐流路を1つ以上有する流路構造を用いること、前記分岐点において、ある一定の大きさ以上の粒子は前記分岐点において前記分岐流路に導入されないようにすることができ、ある一定の大きさ以下の粒子は前記流路Aの下流へと導入されないようにすることができるため、導入した全てのある一定の大きさ以下の粒子を含む流体、もしくはある一定の大きさ以上の粒子を全く含まない流体を前記分岐流路から回収することができ、ある大きさ以上の粒子の濃度が高くなった流体を前記流路Aの下流から回収することができること、前記流路Aはマイクロチップ内に形成されたマイクロチャネルであることが記載されており、当該流路Aの態様は、「流入口を有する第1流路と、…第2流路と、…複数の分岐流路とを有する粒子分離デバイスであって、平面視において、…、前記第1流路の前記第2部分における幅が、前記第1流路の前記第1部分における幅よりも小さい」ものであって「前記屈曲部は、…右側へ屈曲するように構成されており、前記分岐流路は、…前記第2流路の右側に接続されている」ものといえる。 (補充欄へと続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

2. 請求項 6、9 について

請求項 6、9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から進歩性を有しない。

文献 1 における流路 A の形態を、微粒子の分級効率等を考慮した上で適切なものとするのは、当業者が適宜なし得るものである。

また、前記流路 A への流体の導入を、一般的な流体導入装置であるポンプを用いるものとするのは、当業者が適宜なし得るものである。

3. 請求項 2 について

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 2 より進歩性を有しない。

請求項 2 に記載の発明と文献 1 に記載の発明とを対比すると、前者において「前記第 1 流路は、上流側から下流側に向かうにつれて幅が小さくなる第 3 部分を有しており、前記第 2 流路は、前記第 3 部分における下流側の端部に接続されている」と特定されているのに対し、後者においてそのような特定はない点において、両者は相違する。

上記相違点について検討するに、文献 2 には、成分分離デバイスにおいて多数の第二の導出路を設け、溶液中の固形粒子を整列させた上で当該溶液を導出することが記載されている。その上で、当該多数の第二の導出路は、「上流側から下流側に向かうにつれて幅が小さくなる第 3 部分」に相当する。

また、文献 1 に記載の発明と文献 2 に記載の発明は、ともに溶液中の成分分離を行う装置に関するものであり、技術的な関連性が認められる。

してみれば、文献 1 に記載の発明に文献 2 に記載の発明を適用することで、請求項 2 に係る発明は、当業者が容易に想到し得るものである。

4. 請求項 4-5、7-8 について

請求項 4-5、7-8 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。

特に、「平面視において、前記第 2 流路における…内壁面と前記第 1 流路の内壁面とが接する部分が、前記第 2 流路における…内壁面と前記第 1 流路の内壁面とが接する部分よりも下流側に位置している」点、「平面視において、前記第 2 流路における…内壁面と該左側の内壁面に接する前記第 1 流路の内壁面とが成す角度が、前記第 2 流路における…内壁面と該右側の内壁面に接する前記第 1 流路の内壁面とが成す角度よりも大きい」点は、何れの文献にも開示されていない。